

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

##### (1) 地域の災害リスク

(洪水:おおい町総合防災マップ(洪水・土砂災害ハザードマップ))

当町のハザードマップによると、当会が立地する本郷3区の50%程度で0.5m未満の浸水が予想されているほか、当会から役場までのJR若狭本郷駅が立地している当町中心部において一部0.5m以上の浸水が予想されており、近隣には金融機関や社員寮等の施設が存在する。また、本郷全区の70%が内水氾濫要注意箇所となっている。

(土砂災害:おおい町総合防災マップ(洪水・土砂災害ハザードマップ))

当町のハザードマップによると、90%以上の集落で急傾斜地の崩壊や土石流等の土砂災害の可能性がある特別警戒区域となっており、企業の従業員は地元採用が多く、経営陣や従業員の住宅が存在する。また、大飯地区と名田庄地区を繋ぐ、県道坂本高浜線は土砂災害が頻繁に発生しており、警戒が必要である。

(地震:おおい町総合防災マップ(地震ゆれやすさマップ、地震危険度マップ))

当町のゆれやすさマップによると佐分利川下流域と大島半島の漁港周辺が「上林川断層による地震」「町内直下型地震」「東南海・南海地震」を想定した場合、震度6強の揺れが予想されている。また、危険度マップでは本郷地区の多くの建物で全壊率が10%以上となっている。

(津波:おおい町総合防災マップ(津波ハザードマップ))

当町のハザードマップによると本郷と大島地区に海岸があり、津波災害の可能性があるものの、浸水深は2m未満となっている。

(高潮:おおい町総合防災マップ(高潮ハザードマップ))

当町のハザードマップでは高潮水位1.1mを想定した場合、大島地区や本郷地区で浸水が予想される。

(その他)

当町の佐分利川流域では、これまでにも多くの水害に見舞われており、特に平成29年の台風21号では大雨、強風、土砂災害等が広範囲で被害発生。電柱倒壊によるNTTドコモのサービス停止や小屋の倒壊、屋根瓦の破損、床下浸水7件が発生した。

##### (2) 商工業者の状況

・商工業者数 396人

・小規模事業者数 353人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	27	25	町内に広く分散している
	建設業	130	113	本郷地区や南川沿いに多い
	卸・小売業	63	58	本郷地区に多い
	サービス業	160	141	本郷や大島地区に多い
	その他	16	16	町内に広く分散している

### (3)これまでの取組

#### 1)当町の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

#### 2)当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・福井県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・あいおいニッセイ同和損害保険と連携した損害保険の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・商工会災害システムの推進
- ・おおい町が実施する防災訓練への参加および協力

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### <目標>支援により策定された事業者 BCP の件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模事業者	10件	10件	10件	10件	10件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	2件	2件	2件	2件	2件
うち事業継続計画	8件	8件	8件	8件	8件
[参考]中小企業(小規模除く)	1件	1件	1件	1件	1件

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

- ・当町と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同情報を共有することで発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や行政広報、ホームページ、SNS等において、国や福井県、おおい町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNSや一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。

##### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成25年事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・大手保険会社（東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険）と協力し、事業継続力に向けた支援取り組みを検討する。

##### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）おおい町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

#### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
  - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
  - ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、所在地〈集落・字名レベル〉被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など））を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
  - ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

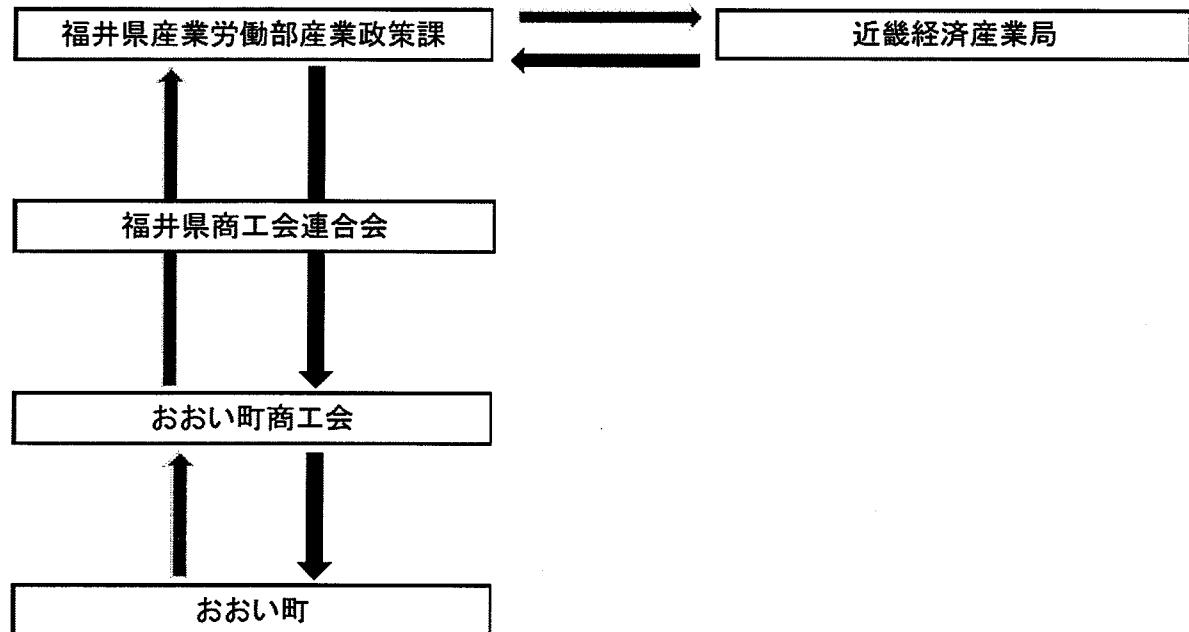
発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回以上必要に応じて共有する（9時現在）

### ＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
  - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
  - ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
  - ・当会と当町が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を経由して福井県産業労働部産業政策課へ報告する。

(様式)

(連絡体制図)



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、おおい町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、おおい町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

<6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力>

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能な限り協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

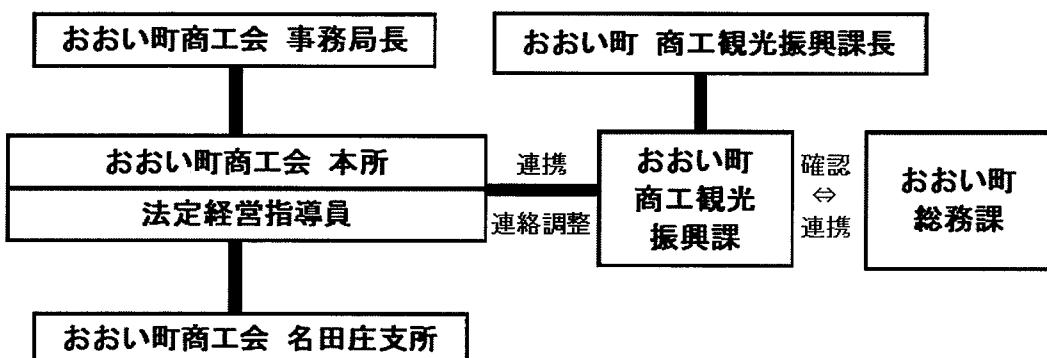
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 宇野寿一、上馬嘉郎 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

おおい町商工会

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷119-6-6

TEL : 0770-77-0135 / FAX : 0770-77-9569

E-mail : ooiskk@kore.mitene.or.jp

②関係市町

おおい町役場 商工観光振興課

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷第136-1-1

TEL : 0770-77-4056 / FAX : 0770-77-1289

E-mail : shoukan@town.ohi.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	150	300	300	300	300
・専門家派遣費	0	100	100	100	100
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	0	50	50	50	50
・通信費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、おおい町補助金、福井県補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業、ミラサボ専門家派遣事業、福井県商工会連合会エキスパートバンク・ハガキ相談、おおい町経営革新支援事業 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等